

平成 26 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 横江 実
(コード：3731、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 湯瀬 昭宏
(TEL022-722-0333)

(訂正)当社株主への仮処分命令申立ての取下げ決定等に伴う「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 7 日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において、本公開買付けに応募予定の株主が保有する当社普通株式について、処分禁止の仮処分命令申立て（以下「本件仮処分命令申立て」といいます。）を行い、仮処分の決定を得ている旨お知らせしておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本件仮処分命令申立ての取下げを決定し、本件仮処分命令の申立てを取下げました。

また、株式会社光通信（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 4 月 10 日付で『株式会社京王ズホールディングス株式（証券コード：3731）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ（以下「公開買付者訂正プレスリリース」といいます。）を公表し、公開買付者が平成 26 年 4 月 7 日付で公表した「株式会社京王ズホールディングス株式（証券コード：3731）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載事項の一部を訂正しました。

以上に伴い、平成 26 年 4 月 7 日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

なお、当社は、以下の訂正内容に関し、現時点では、当社が平成 26 年 4 月 8 日付で提出した意見表明報告書に係る訂正報告書（以下「訂正意見表明報告書」といいます。）を提出しておりませんが、公開買付者が公開買付者訂正プレスリリースに記載された訂正内容に係る公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合には、訂正意見表明報告書を速やかに提出する予定です。

記

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

なお、公開買付者は、当社普通株式 850,500 株を所有する佐々木英輔氏（以下「佐々木氏」といいます。）、及び当社普通株式 695,500 株を所有する、佐々木氏が代表取締役を務める株式会社 E・Sワン（以下「E・Sワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成 26 年 3 月 26 日付けで、本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。（なお、本応募契約の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

（後略）

〔訂正後〕

（前略）

なお、公開買付者は、当社普通株式 850,500 株を所有する佐々木英輔氏（以下「佐々木氏」といいます。）、及び当社普通株式 695,500 株を所有する、佐々木氏が代表取締役を務める株式会社 E・Sワン（以下「E・Sワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成 26 年 3 月 26 日付けで、本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。

但し、公開買付者訂正プレスリリースによれば、公開買付者は、平成 26 年 4 月 9 日、本応募予定株主から、(i) 新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要なとの理由から E・Sワンが所有する本応募予定株式の一部である 500,000 株（所有割合 9.10%。以下「本売却株式」といいます。）を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、(ii) 本売却株式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式と E・Sワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け後 1 週間以内（平成 26 年 4 月 14 日まで）から平成 26 年 5 月 15 日までに変更したい旨の申入れを受け、(i) については、下記のとおり当社が本公開買付けに賛同していること、本公開買付価格が当社の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の当社の株主の皆様に応募により、当社を公開買付者の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、(ii) については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であり、本応募予定株主も本応募契約に基づき本売却株式以外の本応募予定株式を本公開買付けに応募する旨を確約していることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しているとのことです。（なお、本応募契約の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

（後略）

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

〔訂正前〕

公開買付者によれば、公開買付者は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約では、公開買付者による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められていないとのことです。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株主が所有する当社普通株式のうち、佐々木氏が所有する当社普通株式 850,500 株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時の大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する当社普通株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。

また、当社は、平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、E・Sワン所有の当社普通株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E・Sワンが保有する当社普通株式について、処分禁止の仮処分命令を申立て、仮処分決定を得ておりますことから、この仮処分決定が存在する状況では、E・Sワンは本公開買付けに応募できない状況にあります。この仮処分申立及び決定については、時期的に、当社と公開買付者との協議に入る前であり、また、公開買付者及び本応募予定株主は本応募契約を締結する際には決定の事実を認識していなかったとのことです。当社の方針といたしましては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示いたします。

〔訂正後〕

公開買付者によれば、公開買付者は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約では、公開買付者による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められていないとのことです。

但し、公開買付者訂正プレスリリースによれば、公開買付者は、平成 26 年 4 月 9 日、本応募予定株主から、(i) 新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要なとの理由から E・Sワンが所有する本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、(ii) 本売却株

式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式とE・Sワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け後1週間以内(平成26年4月14日まで)から平成26年5月15日までに変更したい旨の申入れを受け、(i)については、下記のとおり当社が本公開買付けに賛同していること、本公開買付け価格が当社の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の当社の株主の皆様に応募により、当社を公開買付け者の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、(ii)については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であり、本応募予定株主も本応募契約に基づき本売却株式以外の本応募予定株式を本公開買付けに応募する旨を確約していることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しているとのことです。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株主が所有する当社普通株式のうち、佐々木氏が所有する当社普通株式850,500株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社(当時の大阪証券金融株式会社)の間の顧客貸付契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する当社普通株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。

また、当社は、平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、E・Sワン所有の当社普通株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E・Sワンが保有する当社普通株式について、処分禁止の仮処分命令を申立て、仮処分決定を得ておりますことから、この仮処分決定が存在する状況では、E・Sワンは本公開買付けに応募できない状況にあります。この仮処分申立及び決定については、時期的に、当社と公開買付け者との協議に入る前であり、また、公開買付け者及び本応募予定株主は本応募契約を締結する際には決定の事実を認識していなかったとのことです。

当社は、平成26年4月11日開催の取締役会において、本応募予定株主が本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却をする意向も踏まえたうえで、当該仮処分命令の申立てを取下げた決定(以下「本決定」といいます。)をいたしました。理由といたしましては、本応募予定株主のうちE・Sワンが所有する当社普通株式の売却を行うことにより、佐々木氏の当社への影響を排除することを最優先事項と考え、本決定に至っております。本決定により、E・Sワンは本公開買付けへの応募及び市場での株式の売却が可能となります。今後につきましては、より早い期間での貸付金の回収や月々の返済金額の増額も含め協議を行い、佐々木氏に対する債権保全に向けた働きかけを本応募予定株主に対し行っていく所存です。

以上